資料2-2

休眠預金に関する概要

2018年7月26日

緊急フォーラム「休眠預金活用の可能性とリスクを考える」

©現場視点で休眠預金を考える会　実行委員会

休眠預金活用制度とは

預金者等が名乗りを上げないまま 10 年以上も入出金等が確認できない休 眠預金等について、預金等の性質に照らし預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題（以下「社会の諸課題」という。） の解決を図ることを目的として、民間の団体が行う公益に資する活動（①子ども及び若 者の支援に係る活動、②日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動並びに③地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面して いる地域の支援に係る活動）であって、これが成果を収めることにより国民一般の利益 の一層の増進に資することになるもの（以下「民間公益活動」という。）を促進するために活用する

預金者等に払い戻す努力

関係省庁によるポスター

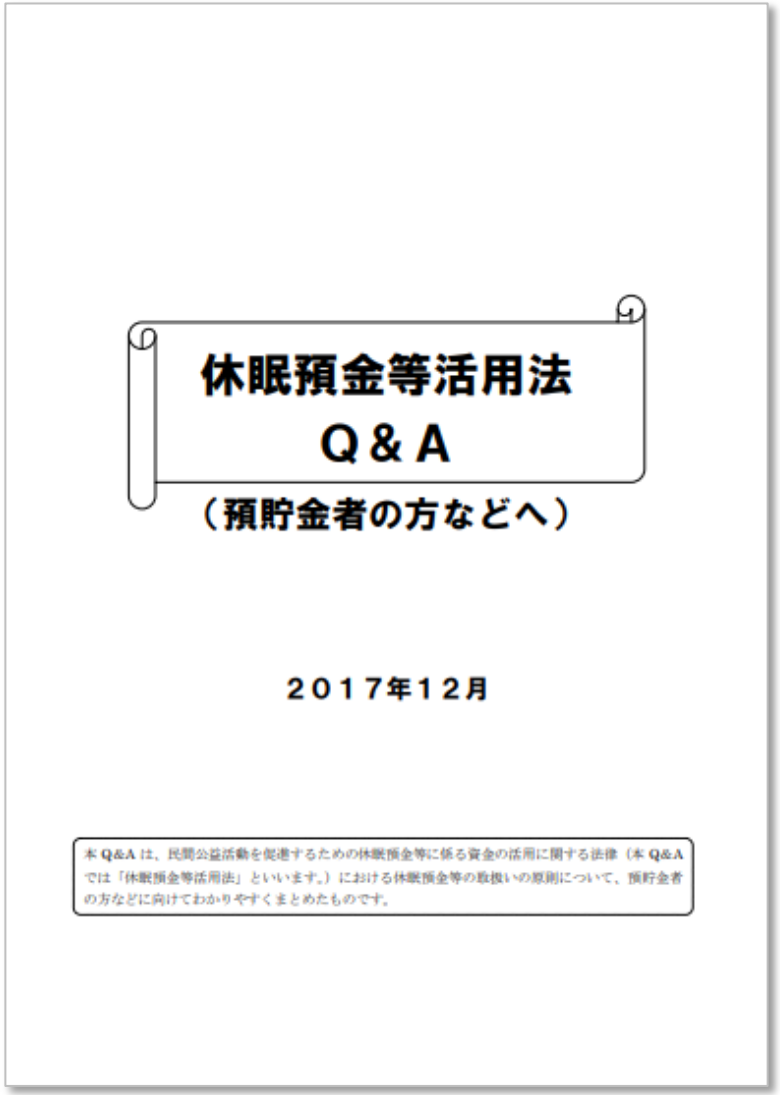

休眠預金等活用法Ｑ＆Ａ
（預貯金者の方などへ）

休眠預金等活用の流れ

出典：『民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 説明資料』（内閣府・金融庁）

① 金融機関は、休眠預金等を預金保険機構に納付する。
② 預金保険機構は、事業計画の実施に必要な金額を指定活用団体に交付する。
③ 指定活用団体は、民間公益活動促進業務の実施について責任を負い、事業計画等に基づいて資金分配団体を選定し、助成又は貸付けを行う。
④ 資金分配団体は、民間公益活動を行う団体を選定し、助成等を行う。

<活用までのイメージ>

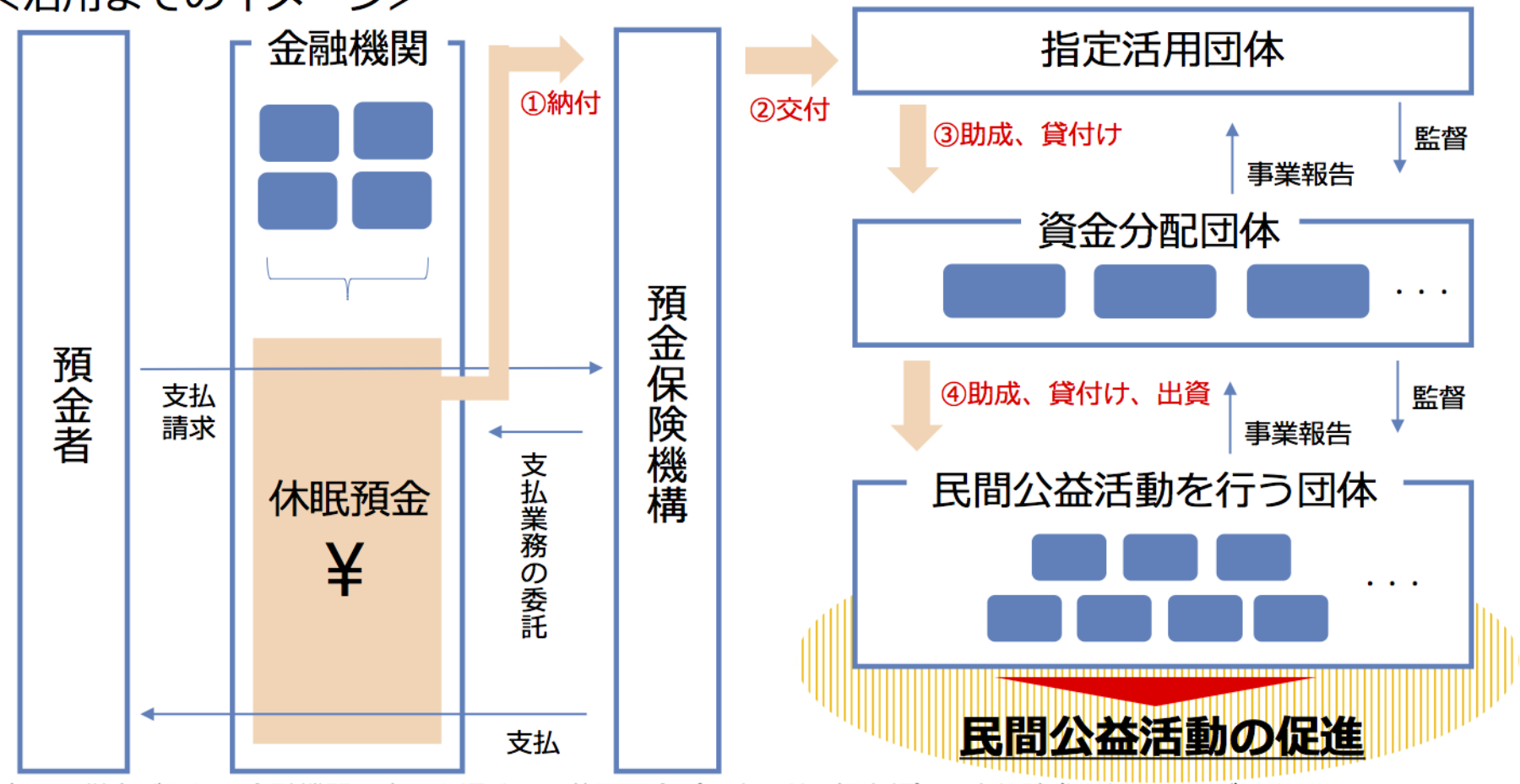

※預金者は、従来どおり、金融機関の窓口を通じて、休眠預金（元本+利子相当額）の支払請求を行うことができる。

法律成立後のスケジュール（イメージ）

出典：『民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 説明資料』（内閣府・金融庁）

2016.12.9（H28.12.9）
公布日

法律成立

政省令作成

一部法令施行（預保部分）、
その他政省令公布

※休眠預金移管システムの準備着手

一部法施行（審議会部分）

仮：2017.春頃（H29.春頃）
審議会設置、開催

2018.1.1（H30.1.1）
公布日から
1年程度

法施行（全部）

※休眠対象預金の公告及び個別通知の開始

1年程度

基本方針に関するパブリックコメントの募集

1年

仮：2018.夏頃（H30.夏頃）
基本方針の策定

2018.3.30

イマココ

仮：2019.春頃（H31.春頃）
指定活用団体の指定等

2018年内

2019.1.1（H31.1.1）
公布日から
2年程度

休眠預金発生

2019.1.1以降

仮：2019.夏頃（H31.夏頃）
基本計画の策定

仮：2019.夏頃（H31.夏頃）
指定活用団体の事業計画等の認可

初回納付

※法令上の納付期限は、休眠預金発生から1年6月後

仮：2019.秋頃（H31.秋頃）
公布日から
3年程度

仮：2019.秋頃（H31.秋頃）
資金分配団体に対する助成、貸付け関係業務開始
（第1号案件）

休眠預金等交付金の交付

2019年秋頃

※指定活用団体の事業計画等の認可以降に始まる事業年度から開始

休眠預金等活用審議会の概要

出典：『民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 説明資料』（内閣府・金融庁）

＜審議会の概要＞

- 内閣総理大臣が任命する民間公益活動に関して優れた識見を有する委員から構成される組織。
- 基本方針、基本計画の審議や、民間公益活動促進業務の実施状況を監視し、内閣総理大臣に勧告するなどの役割を担う。
- 委員は、民間公益活動に関して優れた識見を有する者10名以内で構成され、任期は２年。

（参考）審議会の事務(法第35条第２項)

① 「公益に資する３つの活動に準ずるもの」として内閣府令で定める、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くこと。
② 内閣総理大臣が「基本方針」を定める、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くこと。
③ 内閣総理大臣が「基本計画」を定める、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くこと。
④ 内閣総理大臣が、指定活用団体が作成する「事業計画及び収支予算」を認可しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くこと。
⑤ その他休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
⑥ 民間公益活動促進業務の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に勧告すること。

（内閣総理大臣の権限のうち、審議会での意見聴取を要さない事項）
○指定活用団体の指定、○指定活用団体が策定する民間公益活動促進業務規程の認可及び変更命令、
○指定活用団体の役員の選任及び解任の認可、○指定活用団体の業務の休廃止の許可　等

指定活用団体の概要

出典：『民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 説明資料』（内閣府・金融庁）

- 指定活用団体は、資金分配団体に対する助成、貸付け等（民間公益活動促進業務）を行う。
- 民間公益活動の促進を目的とする一般財団法人の中から１団体が、内閣総理大臣により指定される。
- 行政では対応困難な活動を支援するため、民間団体である指定活用団体が主体となって進める。

※　国（内閣府）の関与について、行政の立場から必要なもの（基本方針の策定、事業計画の認可、指定活用団体に対する監督等）に限ることにより、民間の創意工夫による公益的活動を引き出し、進めていく。

＜指定活用団体の役割＞

指定活用団体

- 資金分配団体の選定
- 事業計画の策定
- 資金分配団体に対する助成・貸付け
- 資金分配団体の監督
- 事業報告とりまとめ

指定

事業計画の申請・認可

事業報告・監督

立入検査（必要に応じて）

内閣府

- 基本方針及び基本計画の策定
- 指定活用団体の指定、監督
- 指定活用団体が作成する事業計画の認可　等

諮問・答申

休眠預金等活用審議会

- 基本方針、基本計画等について審議
- 民間公益活動促進業務の実施状況の監視

※　内閣府は、民間の団体の創意と工夫が十分に発揮されるように配慮し、法律の円滑な実施を確保する観点から、指定活用団体の指定や役員の選任及び解任の認可、監督等を行う。また、休眠預金等活用審議会での審議を経て、基本方針及び基本計画の策定や事業計画の認可等を行う。

休眠預金等の発生から資金分配団体への助成等の開始まで

- 金融機関は、休眠預金となる預金等について、預金者等に通知、公告したうえで、納期限までに預金者等が有する債権相当額を預金保険機構に納付する。
- 預金保険機構は、事業計画の実施に必要な額を、指定活用団体に交付する。
- 指定活用団体は、資金分配団体へ助成等を行う。

<発生から資金分配団体への助成等の開始までのイメージ>

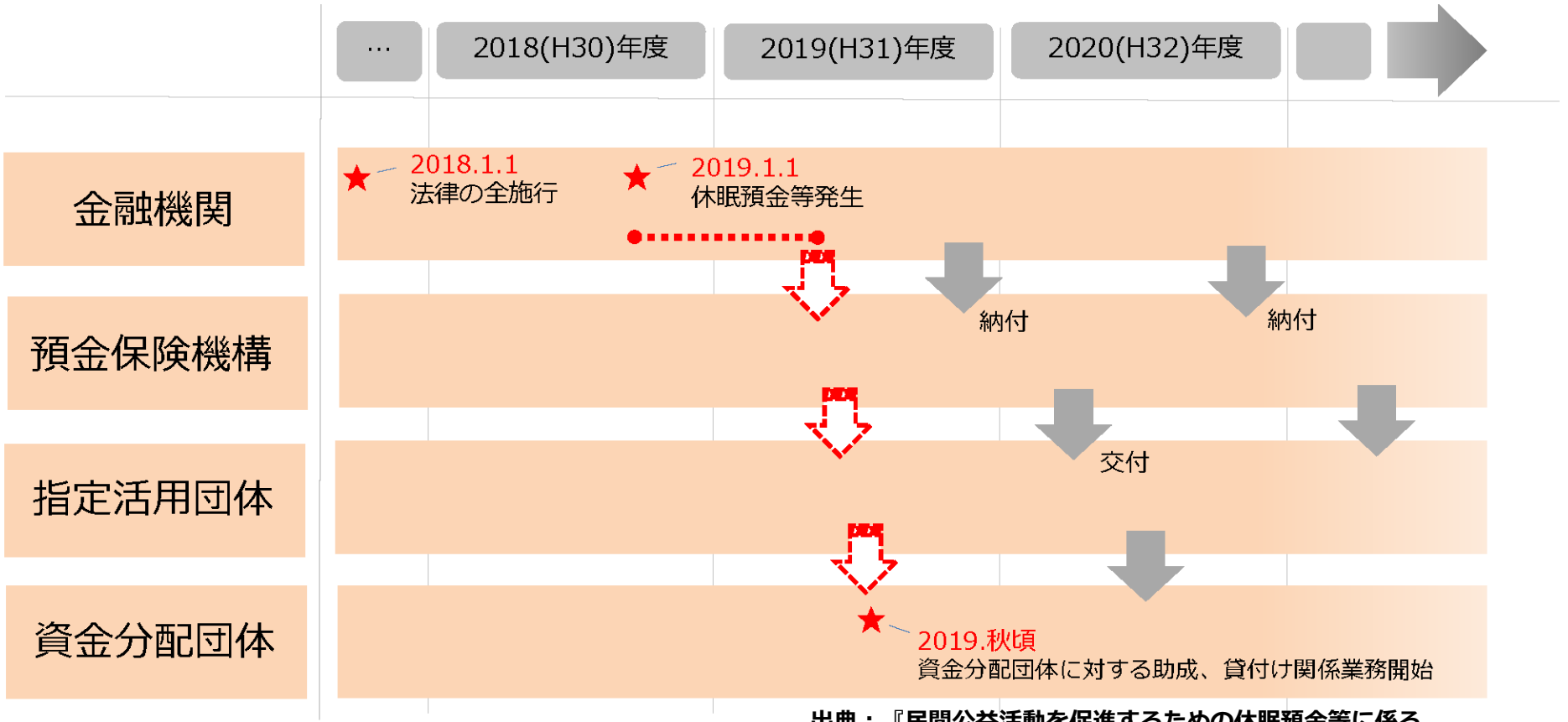

（注）スケジュールについては調整中のため、変更する可能性がある。

出典：『民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 説明資料』（内閣府・金融庁）

休眠預金等活用の意義と目的

出典：『民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 説明資料』（内閣府・金融庁）

預金者等が名乗りを上げないままとなっている休眠預金等は、払戻額を差し引いても、毎年700億円程度にものぼる（平成25～27年度）。

立法時の考え方・・・

預金等の公共的役割に照らし、預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、休眠預金等を広く国民一般に還元

＜論点＞休眠預金等をどのような分野で国民一般に還元するのか。

「我が国においては、今後、人口の減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が見込まれており、国民生活の質や水準が低下するなど様々な困難に直面するおそれがある。」

社会の変化

「解決されるべき社会の諸課題の中には、行政の直接執行になじみにくかったり、既存施策では十分な対応ができなかったりする、国及び地方公共団体では対応困難な課題がある。いわば、公的支援制度の隙間からこぼれ落ちた人々に手を差し伸べている先進団体が数多く存在する一方、その多くは立上げや継続・発展のための資金が不足しているなどの現状がある。」

行政の限界

「民間の主体が中心となり、現場の実情に応じて機動的かつ柔軟にニーズを汲み取っていく体制の下に、その支援を促進することが望ましい。また、そのことは、当該活動の担い手の育成や国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題を解決するための民間資金の一層の活用の呼び水にもなるものと考えられる。」

民間のノウハウ活用

「民間公益活動」の促進に活用

休眠預金等の活用における基本理念（１）（法第16～17条関係）

＜活用分野＞

人口の減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が見込まれる中で国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として民間の団体が行う公益に資する活動（※）であって、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することとなるもの（以下「民間公益活動」という。）に活用すること。

※公益に資する活動とは、以下の活動をいう。（法第17条）

① 子ども及び若者の支援に係る活動
② 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
③ 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動

①～③について幅を持った規定ぶりとしているのは、既存の行政では対応困難な社会的課題の解決を図るとの観点から、活用分野について細かく法律に規定するのではなく、社会的要請の変遷に伴い、法律の枠内で必要とされている活動に活用されることが望ましいとされたためである。

出典：『民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 説明資料』（内閣府・金融庁）

休眠預金等の活用における基本理念（２）（法第16～17条関係）

○　以下に資するよう活用すること。
- 民間公益活動の自立した担い手の育成
- 金融機関、政府関係金融機関等が行う金融、民間の団体による助成、貸付け又は出資（以下「助成等」という。）等を補完するための資金の供給を行うことによる民間公益活動に係る資金を調達することができる環境の整備の促進

○　預金者等の預金等を原資とするものであることに留意し、多様な意見が適切に反映されるように配慮するとともに、その活用の透明性の確保を図ること。

○　大都市その他特定の地域に集中することのないように配慮すること。

○　複数年度にわたる民間公益活動に対する助成等、社会の諸課題を解決するための革新的な手法の開発を促進するための成果に係る目標に着目した助成等その他の効果的な活用の方法を選択することにより、民間の団体の創意と工夫が十分に発揮されるように配慮すること。

○　宗教団体、政治団体、暴力団等は活用対象から除外。

出典：『民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 説明資料』（内閣府・金融庁）

（１）指定活用団体の担うべき役割ー基本方針よりー

1. 我が国における社会の諸課題を分析し、優先的に解決すべき課題を提示する。
2. 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体に対し、最適な資金支援を行う。
3. 我が国の社会の諸課題の解決に挑戦する担い手を支えるインキュベーター及びアクセラレーターの役割を担う。
4. 必要に応じ、外部の団体や専門家とも連携しつつ資金分配団体に対し非資金的支援を伴走型で行う。
5. 民間の創意・工夫が引き出されるような支援を行うことで、社会の諸課題を解決するための革新的な手法の開発を促進し、普及させる。
6. 民間公益活動に係る事業が適正に遂行されるよう、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体を監督する。
7. 休眠預金等に係る資金の活用状況や成果等について積極的に公開、周知・広報することを通じ、本制度への国民の理解を得るよう努めるとともに、多様な民間の団体等の一層の参画を促す。
8. 資金分配団体の活動状況の分析を通して、民間公益活動全体の状況を把握する。
9. 地域・分野等ごとの実情を踏まえつつ、集積された成功事例や失敗事例を横断的かつ具体的に分析し、その結果を活動の現場に反映させる。
10. 民間公益活動の担い手が必要な資金を自立的に調達できるために必要な環境整備を進め、もって市場の発展を促す

（２）資金分配団体に期待される役割ー基本方針よりー

1. 指定活用団体が提示した優先的に解決すべき課題を踏まえ、地域・分野等ごとの実情と課題を俯瞰的かつ具体的に把握・分析し、案件の発掘・形成を積極的に行う。
2. 社会の諸課題の効果的・効率的な解決に向け、「包括的な支援プログラム」を企画・設計し、これに基づき、民間公益活動を行う団体を公募により選定し、資金支援及び非資金的支援を必要に応じ伴走型で提供する。
3. 民間公益活動を行う団体の事業の特性及び発展段階を踏まえつつ、革新的手法により資金の助成、貸付け又は出資を行うこと等を通じ、民間公益活動の自立した担い手の育成を図る。
4. 民間公益活動が適切かつ確実に遂行されるように、民間公益活動を行う団体に対する必要かつ適切な監督を行う。
5. 民間の創意・工夫の発揮を促すように支援を行うことで、社会の諸課題を解決するための革新的な手法を開発し、実装する。
6. 民間公益活動を行う団体に対して現地調査を含む継続的な進捗管理及び成果評価の点検・検証を実施し、その評価結果等の有効活用を促す。
7. 民間企業や金融機関等の民間の資金を民間公益活動に呼び込むための具体策を策定し、実施する。

（３）民間公益活動を行う団体に期待される役割
ー基本方針よりー

1. 行政の縦割りに「横串」を刺す、あるいは公的制度のいわゆる「狭間」に位置している具体的な社会の諸課題を抽出し、可視化する。
2. 成果に着目しつつ休眠預金等に係る資金を効果的・効率的に活用し、社会の諸課題の解決に向けた取組を推進する。
3. 民間の創意・工夫を十分に活かし、複雑化・高度化した社会の諸課題を解決するための革新的な手法を開発し、実践する。
4. 自ら行う民間公益活動の成果評価を実施し、民間公益活動の見直しや人材等の資源配分への反映等、民間公益活動のマネジメントの中で評価を有効に活用する。
5. 現場のニーズや提案、事業成果等を指定活用団体や資金分配団体にフィードバックすることにより、本制度の一層の改善につなげる。

指定活用団体の業務（基本的業務）ー基本方針よりー

① 資金分配団体の選定等

ａ）「優先的に解決すべき社会の諸課題」の把握・分析及び決定

ｂ）資金分配団体の選定

② 資金分配団体に対する助成等

ａ）休眠預金等に係る資金の助成

ｂ）継続的な進捗管理と成果評価の点検・検証

③ 資金分配団体に対する監督等

ａ）資金分配団体に対する監督

ｂ）選定を取り消された資金分配団体の事業等の承継

④ 休眠預金等交付金の受入れ

⑤ 民間公益活動の促進に関する調査及び研究

ａ）案件の発掘・形成に係る調査及び研究

ｂ）制度改善や活動促進に資する調査及び研究

⑥ 民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動

ａ）戦略的・効果的な啓発活動及び広報活動

ｂ）シンボルマークの策定・活用

⑦ 適切な評価の実施

民間公益活動を行う団体の評価ー基本方針よりー

休眠預金等に係る資金の活用に当たっては、最終的に、社会の諸課題の解決を図るという成果を目に見える形で生み出すことが求められている。

このため、休眠預金等に係る資金を活用して実施される民間公益活動全般を対象に、プロセスの透明性や適正性の確保はもちろんのこと、事前に達成すべき成果を明示した上で、その成果の達成度合いを重視した「社会的インパクト評価」を実施することで、 成果の可視化に取り組まなければならない。

＜評価の目的＞

- 資金の活用の成果を積極的に情報発信することで、広く国民の理解を得る
- 評価結果を予算や人材等の資源配分に反映し、民間公益活動を効果的・効率的に行う
- 厳正な評価を実施することにより、民間公益活動全般の質の向上、独創的で有望な 革新的な民間公益活動の発掘、民間の資金や人材の獲得等を促す

＜評価の実施主体＞

- 団体が自ら評価を実施するという「自己評価」を基本
- 事前に達成すべき成果について明示した上で、民間公益活動に関するインプットからアウトプット、アウトカムに至る情報を体系的に収集
- ロジック・モデル等の形で相互に接続するとともに、必要な情報を収集・分析し、評価を実施しなければならない。
- 大規模なもの、重要なものや国民的な関心が高いもの等については、「外部評価」や「第三者評価」を行うことで、評価の信頼性及び客観性を確保